

山本真理著

## 『戦後労働組合と 女性の平和運動』

——「平和国家」創生を目指して』

評者：松尾 純子

1991年の湾岸戦争時、日本の国民の多数は自衛隊の海外派兵に反対であった。当時英国に滞在していた著者は、日本政府が湾岸戦争について煮えきらぬ態度をとるのは何故かと思議がる他国の人々に出会った。その後、日本人の平和観を海外の人に伝えるために論文を書こうとしたという。オックスフォード大学での博士論文に加筆訂正した著書が2004年に出版され、本書はその日本語版とのことである。

本書は、戦後15年間（1945～60年）に限り、男性労働者と主婦に注目して、彼らが担った平和運動の意義と草の根平和主義の形成について考察している。本書には「序論」と「結論」があり、本論は2部構成である。第1部は「労働組合の平和運動」で、「第1章 敗戦直後」「第2章 朝鮮戦争と講和条約」「第3章 高野時代」「第4章 民同主導下の労働運動と安保闘争」の各章で各時期の検討がなされ、「第5章 労組の平和運動の特徴」で小括される。第2部は「女性の平和運動」で、「第6章 戦後初期」「第7章 草の根平和運動の台頭」の各章に続く「第8章 戦争と自己への内省」が小括となる。

\*

まずは本書の論旨を、「序論」と「結論」お

よび第5、8章から要約しておきたい。以下の文章は、注記した頁にある本書の記述からの摘要で評者が再構成した。読みやすさの観点から引用の括弧（「」）と省略の点（…）を省き、語句の置き換えなどを適宜行っている。

近現代史においては第二次世界大戦後に初めて、日本の一般民衆が戦争その他暴力一般に道義的信念から反対するようになった（9頁）。この「草の根の平和主義」を代表するものは、労働者と主婦の平和観である（23頁）。

欧米のパシフィズムの土壌はキリスト教あるいはリベリズムだが、日本の一般民衆の多くは自身の戦争体験を根底に、宗教的関心の薄いところで、平和観を発展させた（16～18頁）。欧米の平和主義者と異なり、日本において多くの国民は、絶対平和主義を個人で実践すべきものとは考えず、60年安保までの平和運動は、私的利益を追求する集団圧力運動という性格が濃厚であった（308頁）。知識人や活動家が大衆との連携強化にのりだしたことも助けられ、草の根平和運動は全国的な広がりを持つようになった。戦争中の悲惨な体験と、不穏な政治・社会情勢にかきたてられた将来の戦争への恐怖は、学者が説く平和論よりはるかに民衆の心をとらえ、54年のビキニ事件で噴出した反核・反戦感情がその後の平和・戦争観の基底として定着した（15頁）。

労働組合の平和運動は常に経済問題と結びつき、労働者の平和への願いは生活向上への願いと混同された（301頁）。

朝鮮戦争において、労働者の反戦活動の主要な動機は、朝鮮の人々に対する同情や、戦争そのものを悪と考え反対したからではなく、総評の関心は日本の労働者の経済状態に注がれた。高野派も民同幹部も政府に抵抗できる平和運動の戦略的役割を重視し、官公労、民間労組ともに、経済闘争と平和活動の相乗効果を狙う大衆

路線を採用した。多くの場合、労組の平和運動は職場闘争の延長線上に行われ、賃上げ闘争を有利に展開させるためにも、同時に実施した安保闘争に熱心に取り組んだ。安保闘争中、激しい労働争議渦中の中小企業労働者が過激化する傾向はあったが、大企業労働者であっても、ヨーロッパ水準と比較しての低賃金と、「前近代的」労使関係に対する激しい憤懣が平和運動のエネルギーとなった。労働者の平和運動が盛り上がった主要な理由は、人権に対する意識の変化にあった。大多数の労働者が、平和は当然の国民の権利とばかりに平和運動をし、個人の戦争責任や他国の人々への償いと和解の問題は主要課題にはならなかった(151～173頁)。

安保闘争の頃の大衆路線を基調とする労働運動最盛期は、下部大衆の急進化と労組幹部の押さえ込みという相克により終焉した。生活水準の上昇と近代化の過程で、労働者は総評流の戦闘的労働組合とは相容れない姿勢を身につけていった(301～303頁)。

一方、女性の平和運動の主役は、敗戦後の15年間一貫して、戦後社会の新しい理念に目覚め、戦前日本の道徳観から脱皮しようとした主婦たちであった(305頁)。

原水禁運動など平和運動において、知識人の思想は一般主婦に大きな影響力を持たなかった。女性は行動しながら平和観を体得した(268～270頁)。それは「生活平和主義」とも呼べる、平和を自己の生活に結びつける主張であり、家族のまっとうな暮らしができるように望むという、それ自体何の道徳性も持たない事柄が、闘い勝ちとるべき正当な大義であるとし、生活を改善すること自体が尊いとする認識であった(303頁)。主婦にとって平和は再軍備や国際関係のみに収斂する問題ではなかった。平和とは、個人がより良き人間になるように努め、家庭の内外での人間関係を改善し、個人の直面

する具体的な問題を解決するなどの努力の蓄積によって、やがて訪れるものだった(292頁)。平和憲法の支持の内実のかなりの部分は、主義といえるほどに確固とした信条ではない、漠とした平和愛好ムードによって占められていた可能性が高い(305頁)。自分の利益のみを考え平和を求める姿は、新しい原理に基づく新時代の到来を示していると知識人らによって理想化されたこともあり、全国的に広がりを持つようになった(306頁)。

戦争責任については、戦時中の間違いを繰り返してはならないと行動に駆り立てられた一部知識人や生活綴り方などの活動で思索を重ねた少数の女性はいたが、一般的には自己批判よりも被害者意識、戦時政府や軍部に対する恨みつらみの要素のほうが濃厚であった(278頁)。

人々は、平和とは、日々の生活で直面する個人的な小さな問題が解決されたとき現出する理想的状態であると認識した。したがって、個人が直面する大小の問題を解決することが、平和に寄与することであると考えられた。平和のための努力と個人の利益のための努力の正当性が平和憲法によって認められたことは、日本の政治環境に画期的な変化をもたらした(309～310頁)。

憲法9条は、自国の政府が戦争をすることを禁ずる法律的保障であり、民衆はそれを歓迎した。平和主義が国是となったため、政府に対し臆病な民衆が当然の権利として平和を主張するようになった。朝鮮戦争勃発後の受難の政治環境のなか、9条に対する民衆の支持はかえって高まった。民衆の反戦感情は大きな無言の圧力となり、その結果、戦後与党が一貫して憲法改正を党是としてきたにもかかわらず、9条を修正することは不可能になった(311～312頁)。

民衆の平和観は、生活向上や人権擁護と密接不可分の関係にあり、個人に関わる諸問題が外

交上の問題よりも重要な意味を持っていた（18頁）。冷戦下の安全保障問題に関しては立場を曖昧化あるいは合理化する傾向があった。「憲法も日米安保・自衛隊も」という態度は、個人の生活重視という要素の強い民衆の平和主義の産物でもあった。憲法と安保の矛盾を解決する努力を怠り、基本的には軍事力による安全保障を是認したため、他国と対立が起きたときなどの国民の態度は平和主義とはほど遠い。また、旧敵国や日本が侵略した国々に暮らす人々との和解、日本人個人々の戦争責任の問題は、十分に考慮されなかった（313～314頁）。

60年安保以降の高度経済成長下、生活水準が向上すると、民衆の私的利益を追求する集団圧力運動という平和運動の側面は次第に減少していった。国内の民主主義や庶民の経済問題が改善して後初めて、戦争に加担する国民の道義性を問うようになった。ベトナム反戦運動以降、現在進行する戦争に対し、個人としてどのような立場をとるかという欧米の平和主義者たちが長年取り組んできた問題に関心を寄せるようになった（315～316頁）。

日本の民衆の多くは、戦時の英雄譚などには興味を持たず、弱き人間が平和に生きていく権利のほうを重視した。矛盾点や曖昧性を残しながらも、その平和主義には明確な道義的立場が含まれていた。多くの人々が、強い道義的信念に駆られ戦後の新しい理想を追求することで贖罪を果たそうと行動したことにより、民衆の再生ともいえる状況を現出させた（317～318頁）。

日本の平和運動は、民主化・経済・人権・その他の戦争・平和に直接的関係を持たない要求と結びつけて進められるなかで、政治過程と人々のものの考え方を近代化あるいは進歩的に変えていくのに重要な役割を果たした（20頁）。60年安保までの平和運動によって、労働者と主婦は自己変革を遂げた。この時代は戦後国民感

情の揺籃期となり、後の時代にまで長く持続する日本独特の平和観がこの時期に形成された（316頁）。

以上で要約を終えるが、紙幅の都合から、平和主義の定義や女性の平和運動のフェミニズム的要素など、省略した論点があることをお断りしておきたい。

\*

本書の意義は、草の根の平和主義の形成という観点から労働運動と主婦の運動が考察された点にある。上で見た通り、平和運動の側面から見たそれぞれの運動の独自性や、運動の担い手にとって戦後の15年間の平和運動がいかなる意義を持ちえたかが概観できる。国内にあっては自明で見過ごされやすい戦後日本の平和主義の特質（国際関係より生活水準の向上）が、相当数の新聞・雑誌・各種団体機関誌などの収集・分析と、20名を越える当時の平和運動家へのインタビューによって明確にされた。各章で引用されたそれらの史料や証言と加えられた考察から、評者は多くの示唆を受けた。

とはいえ、二つの疑問が大きく残った。第一に、労働者と主婦に注目した分析は結局のところ民衆の平和観そのものの分析とはならなかったのではないか。男性知識人や政治（運動）家などの平和主義や平和運動は分析対象から除外されているが、労組幹部については下部組合員との分離不可能を理由に対象とされ、女性知識人は主婦に包摂された。本書で主要な分析対象となった投書の書き手やインタビュー対象者は、どちらかと言えば指導者や活動家である。そして、平和運動への関心が低く、「戦争はもうこりごり」という情緒的な言葉を口にする以外に戦争反対の旗幟を鮮明にしない（250～251頁）農村の平和主義は、本書ではほとんど取り上げられなかった。著者の結論には、朝鮮戦争勃発後の知識人その他の活動家の激しい平和・

護憲運動の展開で政治・社会学のうねりが生じ、民衆の名状しがたい厭戦感情を9条支持の方向に転轍させていったと考えられる、とあるが(311～312頁)、知識人と農村を分析対象から除外している本書を読む限りでは、これが実証されたとは承服し難い。

第二に、男性労働者と主婦を草の根平和主義の代表とした分析枠組みは、観念的近代家族に拘泥しすぎではなかったか。たとえば、第7章では戦争未亡人として長く働いてきた女性も主婦として一般化される。戦争で生じた“未亡人”や“独身婦人”は、労働運動や女性運動においていかなる平和主義を体得したのか。復員兵、抑留経験者、引き揚げ者、被爆者、沖縄戦体験者などは、その経験を労働運動や女性運動にどのように反映させたのか。欧米においても戦争の惨禍をもたらす人類の苦しみを根拠としてパシフィズムを正当化する主張が台頭したこと(16頁)とはどのように比較できるのか。軍人遺族にとっての靖国問題から、日本の平和主義を宗教的に理解することも可能ではないか。在日の韓国・朝鮮人や中国人あるいはB・C級戦犯裁判の被告は、戦争責任についてどう考えたのか。これら実態的視点から労働者と主婦の概念が分析されていれば、先行研究もより参照しえたであろうし、この時期独自の平和主義をより一層明らかにできたのではないか。

上の二点を踏まえ、なお解明すべき次の疑問を改めて自覚させられた。著者が定義する日本の「草の根の平和主義」が、戦後かくも長きにわたり、与党自民党による平和憲法の廃棄を阻止し続けられた理由は何か。

「平和活動家は、朝鮮戦争、単独講和、日米安保、再軍備にすべて反対し、そのすべての反対運動で連戦連敗した」(229頁)。にもかかわらず、「民衆が必ずしも活発な政治活動をしなくても、民衆の反戦感情は大きな無言の圧力と

なり、政府の行動に縛りをかけ、…その結果、…九条を修正することは不可能になった」(312頁)。民衆と活動家と政府という三者関係の問題はここでは措くとして、平和運動の“連敗”と“草の根平和主義”の“連勝”という対比の視点は、示唆に富む。日本の民衆は、戦時中の組織的な反政府運動によらず、敗戦によって、国体の革命的变化を享受した。冷戦や民族独立戦争における軍拡や武力行使への支持と平和憲法擁護との矛盾から、労働者は憲法を「支配者に対抗するための武器として便宜的に支持したのか、あるいは本当に憲法九条の実践を目指したのかも不明である」と著者は述べる(302頁)。しかし、第3章の記述によれば、共産党の武闘方針は失敗し一般世論のなかで孤立した(94～95頁)。これは、労働者を民衆代表とみなすならば、労働者はいかなる目的であれ暴力的行使に反対の意志表示をしたと言うことかもしれない。“草の根平和主義”は左翼政党の運動にも「縛りをかけ」た、と言えるだろうか。言えるとすればなおさらに、“草の根平和主義”が平和憲法存続に果たした役割の解明が今後の課題となる。

戦後62年、湾岸戦争からも15年以上が過ぎた。これまで、民衆は静かに平和主義を保持し続けてきた。現在、日本の平和憲法は歴史的にも国際的にも一層厳しい試練に晒されている。今こそ日本の平和主義の意義と限界を、国策と運動と民衆意識のそれぞれの次元で、60年代以降も含め、人類史として、より深く研究する必要がある。本書はその一助となるに違いない。

(山本真理著『戦後労働組合と女性の平和運動—「平和国家」創生を目指して』青木書店、2006年12月刊、324頁、定価3,600円+税)

(まつお・じゅんこ 法政大学大原社会問題研究所  
兼任研究員)